



愛媛県報

発行 愛媛県

令和4年10月4日火曜日 第347号

◇ 目 次 ◇

指定納付受託者の指定.....	(スマート行政推進課) ...	858
鳥獣保護区の存続期間の更新.....	(自然保護課) ...	858
特定猟具使用禁止区域の指定.....	(") ...	860
解除予定保安林.....	(森林整備課) ...	862
保安林の指定.....	(") ...	862
土地改良事業の計画の変更の認可(2件).....	(中予地方局農村整備第一課) ...	862
開発行為に関する工事の完了.....	(中予地方局建築指導課) ...	863

告 示

○愛媛県告示第1009号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和4年10月4日

愛媛県知事 中村時広

名 称	住所又は事務所の所在地	納付の委託を受けることができる歳入等	納付の委託を受けることができる期間	指定年月日
ウェルネット株式会社	北海道札幌市中央区大通東十丁目11番地4	愛媛県美術館管理規則（令和2年3月27日規則第17号）に規定する使用料	令和5年1月1日から令和5年3月31日まで	令和4年10月3日

○愛媛県告示第1010号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新する。

令和4年10月4日

愛媛県知事 中村時広

名 称	区 域	存続期間	保護に関する指針
古川鳥獣保護区	西条市の加茂川の区域のうち、県道壬生川新居浜野田線（旧東予有料道路）の新加茂川大橋上流側より上流で同県道の古川橋下流側より下流の河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項に規定する河川区域	令和4年11月1日から令和14年10月31日まで	当該区域は、県内最大級のカモ類の越冬地となる加茂川河口の上流部に位置し、両岸は住宅地となっているが、区域内にも多数のカモ類が渡来するほか、干潮時に干出する広大な干潟及びヨシ原の存在により、鳥類の貴重な生息地となっており、希少種の渡来も確認されていることから鳥獣保護区に指定し、当地域に生息する鳥獣の保護を図

石岡鳥獣保護区	西条市氷見の石岡神社参道の鳥居（西の山内）を起点とし、ここから同神社の森の境界に沿って同神社の森を一周し、起点に至る線に囲まれた区域	同 上	<p>る。また、定期的な巡視により環境の保持をはかり、鳥類の安定的な生息及び鳥類の渡来に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。</p> <p>当該区域は、周辺に住宅地と田園が混在する中の、石岡神社を囲む常緑の森林で構成され、鳥類の良好な生息環境となっており、地元住民にとっては身近な自然とのふれあいの場となっている地域であることから鳥獣保護区に指定し、当地域に生息する鳥類の保護を図る。また、定期的な巡視により環境の保持をはかり、鳥類の安定的な生息に著しい影響を及ぼ</p>
---------	--	-----	---

			すことのないよう留意する。			
銚子ダム 鳥獣保護 区	伊予郡砥部町と伊予市との境界上の間戸峠を起点とし、ここから山頂（587メートル）に至る稜線をほぼ東に進み、同山頂を経て、国道379号の滝見橋付近に至る稜線をほぼ東に進み、同国道に出る。ここから同国道を北東ないし南に進み、銚子ダム管理道との交点に至り、ここから同管理道をほぼ北西に進み、千里城跡登山道入口付近で山頂（552メートル）に至る稜線との交点に至り、ここから同稜線をほぼ南西に進み、三角点（506.3メートル）を経て、更に同稜線をほぼ南西に進み、同山頂を経て、更に同稜線を西に進み、同町と同市との境界に至り、ここから同境界をほぼ北に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同 上	当該区域は、宅地、果樹園及び人工林が広い範囲を占めているものの、希少種を含む多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、当該地区に生息する鳥獣の保護を図る。一方で、鳥獣による農作物への被害も多数発生している現状をふまえ、有害鳥獣捕獲により被害を及ぼす鳥獣の生息数を調整するとともに、同地区に生息する他の鳥獣に著しい影響を及ぼすことのないように留意する。	棟南側及びダム堤頂部を経て、更に同市道を南に進み、樽ヶ谷との交点に至る。ここから同谷を南に進み、西森山三角点（621.8メートル）に至り、ここから稜線を南に進み、同町と同市宇和町との境界に至り、ここから同境界を北西に進み、市道下宇和地区85号線に出る。ここから同市道を南ないし北に進み、市道 - 23号線との交点に至り、ここから同市道を北に進み、市道下宇和地区80号線との交点に至り、ここから同市道を南西に進み、市道 - 21号線との交点に至り、ここから同市道を西に進み、市道 - 20号線の昭和橋南端に至り、ここから同橋を北に進み、県道宇和野村線に出て、同県道を北東に進み、市道出合河西線との交点に至り、ここから同市道を北西に進み、市道鮎返河西線との交点に至り、ここから同市道をほぼ北東に進み、鮎返橋を経て、同国道に出て、同国道を南東ないし東に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同 上	希少な鳥類を始め、様々な野生鳥獣が生息しているほか、地域住民の憩いの場となっており、保護区として適した地域である。一方で、近年イノシシ等特定の鳥獣による農作物への被害が発生していることから、野生鳥獣の保護と同時に、農林業等への被害対策を図る必要がある。今回の指定は第13次鳥獣保護管理事業計画に基づき、指定期間を延長し保護区の持続を図るものである。
猪伏鳥獣 保護区	上浮穴郡久万高原町所在の国有林75から77までの各林班並びに民有林久万高原町森林計画区中811及び838の各林班の区域	同 上	当該地域は、国有林を中心に貴重な天然林が残され、キジ、ヤマドリ、キジバト、カッコウ、コゲラ、ヤマガラ、イノシシ、サル、ノウサギ、リス、タヌキ、ニホンジカ等鳥獣の生息地として豊かな生態系を形成している。また、周辺の四国カルスト県立自然公園や天狗高原への入り込み者は、年間を通じてたいへん多く、自然休養の場、人と動物の共生の場として親しまれている地域である。鳥獣保護管理員等による定期的な巡視を通じて、静謐な環境の保持を図りたい。	南宇和郡愛南町御荘平城の町道大谷線と県道久良城辺線との交点を起点とし、ここから同県道をほぼ東ないし南に進み、町道節崎南線との交点に至り、ここから同町道を西に進み、農道節崎線との交点を経て、更に同町道をほぼ北ないし北西に進み、町道大谷線との交点に至り、ここから同町道を北東に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同 上	当該区域は、旧南宇和郡御荘町の中心部に近い住宅地の近くにある周囲600mのため池とその周辺の農用地と照葉樹林で構成され、同池には、年間1,000羽以上のカモ類が渡来し、南予地域では鹿野川湖に次ぐ飛来地となっていることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥類の保護を図る。また、定期的な巡視等により環境の保持を図る。
野村ダム 周辺鳥獣 保護区	西予市野村町野村の国道441号と市道野村ダム袖山線との交点を起点とし、ここから同市道を南に進み、ダム管理	同 上	この地域は、野村ダム湖の周辺に広がる豊かな森林と肥沃な農耕地からなり、	旧南宇和郡城辺町高野山出張所佛眼院前のコンクリート橋南端を起点とし、ここから蓮乗寺川左岸を上流に進み、大森児童公園前のコンクリー	同 上	当該区域は、旧南宇和郡城辺町の中心部に近く、佛眼院境内・墓地、大森山児童公園及びそれらの

ト橋南端に至り、ここから同公園南東側境界の稜線を南東ないし南に進み、南レク城辺公園展望台の大森山標高点（127メートル）に至る。ここから稜線をほぼ西ないし北西に進み、国道56号城辺トンネルより側入口左端に至る。ここから南レク公園県有地と私有地果樹園の境界である山道を北東ないし北に進み、町道職園線に出る。ここから同町道を北西ないし北に進み蓮乗寺川に出て、同川左岸を上流に進み、起点に至る線に囲まれた区域	後背の森林で構成され、生息する鳥獣の種類は少ないものの、照葉樹林を中心とした木々の緑と静寂が残された憩いの場として活用されていることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥類の保護を図る。また、定期的な巡視等により環境の保持を図る。
---	---

港線に出る。ここから同県道をほぼ南に進み、滝之宮橋北端で東川に出て、同川左岸を上流に進み、西河川との合流点に至り、ここから同川左岸を上流に進み、北河川との合流点に至り、ここから同川左岸を上流に進み、山神池に至る。 ここから同池西側の通称河北山の稜線を北に進み、林道長谷芳谷線に出て、同林道を北西に進み、林道頂上西谷線との交点に至る。ここから同林道をほぼ西に進み、住友共同電力の鉄塔No.3に通じる保線道との交点に至り、ここから同保線道をほぼ西に進み、同境界に至り、ここから同境界を西ないし北に進み、起点に至る線に囲まれた区域			
---	--	--	--

○愛媛県告示第1011号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和4年10月4日

愛媛県知事 中村時広

名称	区域	存続期間	禁止に係る特定猟具の種類
川之江特定猟具使用禁止区域	四国中央市川之江町馬場二区のJR四国予讃線と市道川之江山田井線との交点を起点とし、ここから同市道をほぼ東に進み、市道北山線との交点に至り、ここから同市道を南に進み、市道大下北山線との交点に至る。ここから同市道をほぼ南に進み、山田井川に出て、同川右岸を下流に進み、金生川との合流点に至り、ここから同川右岸を下流に進み、JR四国予讃線との交点に至り、ここから同線を北に進み、起点に至る線に囲まれた区域	令和4年11月1日から令和14年10月31日まで	銃器
東田特定猟具使用禁止区域	新居浜市東田の東台神社の鳥居を起点とし、ここから市道東田光明寺線を北ないしほぼ東に進み、本谷橋に通じる車道との交点に至り、ここから同車道を北東に進み、同橋南端で市場川に出る。ここから同川左岸を上流に進み、市場橋西端で国道11号との交点に至り、ここから同国道をほぼ西に進み、県道国領高木線との交点に至り、ここから同県道を北ないし西に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同上	同上
河北山特定猟具使用禁止区域	新居浜市と西条市との境界と県道壬生川新居浜野田線との交点を起点とし、ここから同県道をほぼ東に進み、新居浜警察署前田交番前で市道原地庄内線との交点に至り、ここから同市道を南東に進み、県道新居浜	同上	同上

中山特定猟具使用禁止区域	新居浜市大生院桜木の市道広坪川口線とJR四国予讃線との交点を起点とし、ここから同線を西に進み、県道飯岡玉津線との交点に至る。ここから同県道を北西に進み、西条市の市道玉津4号線との交点に至る。ここから同市道を東に進み、市道下島山所藪線との交点に至り、ここから同市道を東に進み、市道所敷1号線との交点に至る。ここから同市道を南西に進み、西条市と新居浜市との境界で新居浜市道広坪川口線との交点に至り、ここから同市道をほぼ南に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同上	同上
中山川特定猟具使用禁止区域	西条市吉田の県道南川壬生川停車場線と県道丹原小松線との交点を起点とし、ここから同県道を東に進み、市道玉之江新田線との交点に至り、ここから同市道及びこれに続く通称西ノ原農道をほぼ東に進み、JR四国予讃線との交点に至り、ここから同線を南に進み、同市小松町の市道北川徳重線との交点に至る。ここから同市道を南西に進み、市道小松丹原線との交点に至り、ここから同市道を北西に進み、市道高岸北川線との交点に至る。ここから同市道を西に進み、県道南川壬生川停車場線に出て、同県道を北西に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同上	同上
山越特定猟具使用禁止区域	旧越智郡朝倉村山越の県道東予玉川線と市道椎の木線との交点を起点とし、ここから同市道を東に進み、市道天皇山越線との交点に至り、ここから同市道を南東ないし南に進み、同県道に出る。ここから同県道を南東ないし南西に進み、旧越智郡朝倉村と旧東予市との境界に至り、ここから同境界を北西に進み、通称小口山に至る。ここから椎の木川上流に至る稜線をほぼ北に進み、同川上流に出て、同川右岸を下流に進み、市道下林椎の木線との交点に至り、こ	同上	同上

	こから同市道を北に進み、同県道に出て、同県道を北に進み、起点に至る線に囲まれた区域							
鹿ノ子池特定猟具使用禁止区域	今治市新谷の市道平山6号線と市道大坪通町谷線との交点を起点とし、同市道を南東に進み、市道宮ヶ崎古谷線との交点に至り、こから同市道を南西に進み、旧今治市と旧越智郡朝倉村との境界に至る。こから同境界を北西に進み、鹿ノ子池を横断し、更に同境界を南西に進み、県道今治丹原線に出て、同県道を北西に進み、市道松木新谷線との交点に至る。こから同市道を北東に進み、市道大野鹿ノ子線との交点に至り、こから同市道をほぼ南東に進み、農道鹿ノ子水路沿い線との交点に至り、こから同農道を北東ないし南に進み、市道平山4号線に出て、こから同市道を北東に進み、市道平山6号線との交点に至り、こから同市道を北東に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同	上	同	上			
大可賀・久万ノ台特定猟具使用禁止区域	松山市南吉田町の県道伊予松山港線の鯛崎交差点を起点とし、こから同県道を北に進み、県道砥部伊予松山線との交点に至り、こから同県道を東に進み、通称三本柳及び新田学園前を経て、伊予鉄道高浜線を横断し、市道味生128号線との交点に至る。こから同市道を北に進み、JR四国予讃線三津浜駅に至る。こから同線を北に進み、県道松山東部環状線に出て、同県道を北東ないし東に進み、市道久枝53号線との交点に至り、こから同市道を南東ないし東に進み、県道と気衣山線に出る。こから同県道を南に進み、伊予鉄道高浜線衣山駅を経て、更に同県道を南に進み、市道味酒23号線との交点に至る。こから同市道をほぼ南に進み、JR四国予讃線を横断し、更に同市道を南に進み、市道新玉27号線との交点に至り、こから同市道をほぼ南西に進み、市道味生32号線との交点に至る。こから同市道をほぼ南に進み、市道味生35号線との交点に至り、こから同市道を西に進み、市道味生131号線との交点に至る。こから同市道をほぼ南に進み、市道新玉49号線との交点に至り、こから同市道をほぼ西に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同	上	同	上			
重信川河口特定猟具使用禁止区域	松山市出合の国道56号の出合大橋北端を起点とし、こから重信川右岸堤防を東に進み、石手川右岸堤防に至り、こから同堤防を北東に進み、同市市坪町でJR四国予讃線との交点に至り、こから同線を南に進み、重信川右岸堤防に至る。こから	同	上	同	上			
	同堤防を東に進み、中川原橋北端に至る。こから同橋を南に進み、同川右岸堤防に至り、こから同堤防を南東ないし東に進み、同市南高井町の久谷大橋北端に至る。こから同橋を南に進み、同川左岸堤防に至り、こから同堤防をほぼ西に進み、同川河口で忽那七島海域鳥獣保護区界との交点に至り、こから同区界を北に進み、同川右岸堤防に至る。こから同堤防をほぼ北東に進み、起点に至る線に囲まれた区域							
下伊台特定猟具使用禁止区域	松山市下伊台町の県道松山東部環状線と県道松山北条線との交点を起点とし、こから同県道を南西に進み、伊台ハイツ入り口に至る。こからよそべ谷三角点(237.7メートル)に至る稜線を北西に進み、同三角点に至り、こから道後ゴルフ場関係者出入口前に至る稜線を北西に進み、同出入口前で県道松山東部環状線に出る。こから同県道を東に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同	上	同	上			
泊特定猟具使用禁止区域	松山市泊町の小富士山頂(282.3メートル)を起点とし、こから泊町に至る登山道を東に進み、県道興居島循環線に出て、同県道を南に進み、丹田川の河口を経て、更に同県道を西に進み、御手洗地区団体営農道起点に至り、こから同農道を西に進み、同農道終点に至り、こから松山市森林計画区5林班39小班と同林班45小班との境界北端の稜線に至る谷を北に進み、同稜線との交点に至る。こから同稜線を東に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同	上	同	上			
山田大池特定猟具使用禁止区域	西予市宇和町山田の山田大池を周回する市道石城地区158号線に囲まれた区域	同	上	同	上			
神野久・永長特定猟具使用禁止区域	西予市宇和町久枝の市道2級路線11号線と市道1級路線8号線との交点を起点とし、こから同市道を東に進み、肱川に出る。こから同川右岸を下流に進み、三島橋西端で県道宇和高山線との交点に至り、こから同県道を南西に進み、市道旧町地区336号線との交点に至る。こから同市道を南に進み、市道旧町地区355号線との交点に至り、こから同市道を南西に進み、孫惣池に至る。こから同池岸を南西ないし北西に周回し、同池排水路に至る。こから同排水路を北に進み、県道宇和高山線に出て、同県道を西ないし南西に進み、林道基野伴野線に至る。こから同林道を北東に進み、小野田牧場南端の峠に至る。こから稜線を西ないし北西に進み、三角点	同	上	同	上			

	(368.9メートル)を経て、更に稜線 <small>りようせん</small> を北東に進み、市道旧町地区147号線に出て、同市道を南東に進み、市道2級路線11号線との交点に至り、ここから同市道をほぼ南に進み、起点に至る線に囲まれた区域			
須ノ川 特定猟 具使用 禁止区 域	南宇和郡愛南町須ノ川船付のナガハエを起点とし、国道56号を横断して東南東に町道灘元越線と最短距離で結ぶ交点に至り、ここから同町道を南ないし東に進み、農道ヤツメ線の起点に至る。ここから同農道をほぼ南に進み、矢積城址に至り、ここから稜線 <small>りようせん</small> をほぼ南西に進み、同町道に出る。ここから同町道をほぼ南東ないし南西に進み、海栄寺前で同町道分岐線との交点に至り、ここから同町道分岐線を西に進み、同国道に出る。ここから同国道を南西に進み、須ノ川公園防波堤上の遊歩道との交点に至り、ここから同歩道を北西に進み、須ノ川の大池の水門に至り、ここから須ノ川大池排水路右岸を西に進み、海岸線に出る。ここからその海岸線を東ないし北に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同	上	同
御荘港 特定猟 具使用 禁止区 域	南宇和郡愛南町御荘平城の県道平城高茂岬線と町道平城馬瀬線との交点を起点とし、ここから同町道を西に進み、県道猿鳴平城線に出て、同県道を西に進み、深泥沼護岸西端に至る。ここからほぼ北西に進み、大島の最南端に至り、ここからほぼ東に進み、長崎港防波堤先端に至り、ここから同防波堤を進み、町道長崎港線に出て、同町道をほぼ北東に進み、町道長崎本線との交点に至り、ここから同町道を北東に進み、国道56号に出て、同国道をほぼ南東に進み、県道平城高茂岬線との交点に至り、ここから同県道を南に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同	上	同

○愛媛県告示第1012号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和4年10月4日

愛媛県知事 中村時広

- 1 (1) 解除予定保安林の所在場所
南宇和郡愛南町僧都879の15（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
水源の涵養
- (3) 解除の理由
指定理由の消滅
- 2 (1) 解除予定保安林の所在場所
南宇和郡愛南町僧都878の17、879の13、879の14、879の15
（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 解除の理由
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県庁及び愛南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1013号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和4年10月4日

愛媛県知事 中村時広

- 1 保安林の所在場所
南宇和郡愛南町僧都1500から1502まで、1505、1548から1550まで、1552から1560まで、1683の2、1760から1762まで、1775、1776
 - 2 指定の目的
水源の涵養
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
僧都1550・1552・1554・1557・1560・1760（以上6筆について、次の図に示す部分に限る。）、1555、1556、1761、1762
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及びその関係書類を愛媛県庁及び愛南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1014号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、松山市小栗町土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更を令和4年9月26日認可した。

令和4年10月4日

愛媛県中予地方局長 大北 秀

○愛媛県告示第1015号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、松山市東石井土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更を令和4年9月26日認可した。

令和4年10月4日

愛媛県中予地方局長 大北 秀

○愛媛県告示第1016号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和4年10月4日

愛媛県中予地方局長 大 北 秀

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
4 中局建（開）第23号 令和4年9月26日	東温市見奈良字柚壽之木1084番1、1084番2、1084番3、1084番4、1084番11、1084番12、1084番13、1086番1、1086番2、1087番1、1087番2、1088番1、1088番2、1089番1、1089番2、1089番3、1090番1、1090番2、1091番1、1091番2、1091番3、1093番1、1093番2、1093番3、1093番4、1240番、1241番1、1343番1、1343番2、1343番3、1346番1、1346番2、1346番3、1346番4、1347番1、1347番2、1347番5、1348番1、1348番2、1348番3、1348番4、1348番10、1349番1	松山市北梅本町甲184番地 株式会社千照運輸